

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人雲南市社会福祉協議会

【 経営理念 】

市民誰もが 自分らしく輝き 支え合う
福祉のふるさとづくり

【 経営ビジョン 】

経営理念の実現に向けて

- 【共感】 共感の輪を広げ
笑顔の福祉活動を育む社協を目指します
- 【共創】 思いをつないで
地域社会と福祉を創る社協を目指します
- 【共生】 自分らしく輝く
ふだんの暮らしを守る社協を目指します

私たちは、三つの社協らしさで地域社会に貢献します

(中期経営計画より)

I 基本方針

新型コロナウイルス感染症は今なお感染が続き、日常生活も非常に厳しい状況におかれています。雲南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が展開する事業活動、特に特別養護老人ホーム「えがおの里」、在宅福祉サービス事業所、そして三刀屋・掛合両保育所の運営に当たっては、感染対策に万全を期して取り組んで参ります。

また、コロナ禍により発生する生活福祉資金特例貸付などの生活困窮者支援、地域包括支援センターでの総合相談、つながりづくりの取り組みなどはこれまで通り実施します。特に令和 4 年度は、さらに相談支援体制強化を図るため、「生活支援・相談センター」に担当職員を増員し対応いたします。

さて今、国においては福祉施策の基本コンセプトである「地域共生社会の実現」に向け、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、様々な取り組みが進められています。

このような中、本会では生活支援体制整備事業として、第 1 層生活支援コーディネーター 1 名を「福祉のまちづくり促進センター」に配置、2 年目の活動に入ります。少子高齢化などにより「生活のしづらさ」を感じる生活課題が増えるなか、「困ったときは助けて」と言える地域づくりを目指し、「人づくり」「つながりづくり」「場づくり」を 3 つの柱として、雲南市はもとより地域自主組織をはじめ関係機関、団体と連携して取り組んで参ります。

また、地域における総合的な権利擁護支援体制の構築に向けて、成年後見制度の理解や利用促進、また関係機関との連携により取り組む地域連携ネットワーク立ち上げのため、令和 4 年度から設置される「中核機関」に、雲南市からの一部業務委託として参画いたします。本会では、成年後見制度の広報・啓発事業を担うこととなります。

次に、介護保険事業では介護サービス事業の維持継続、経営基盤の強化を図るため、介護保険制度改正や報酬改定を見据え、特に民間事業者の参入が少ない在宅福祉サービス事業を実施する立場から、課題を明らかにし必要に応じて行政要望等を行います。また、中山間地域でのセーフティーネット確保を目途に、地域の皆さんの地域福祉活動への主体的参加を促し、地域包括ケアの構築に資する「社協らしい在宅福祉サービス」の開拓、強化を図ります。

次に、子育て支援事業において令和 4 年度入所児童数は、三刀屋保育所が年度当初 122 名、年度末には 133 名を見込んでいます。また、掛合保育所は年度当初 64 名で、年度中途の入所もあまり見込めない状況です。定員割れが続くなど児童数の減少は経営に直結する課題ですので注視して参ります。

最後に、令和 3 年 7 月には雲南市内において集中豪雨による災害が発生しました。今後予想される大規模災害に備えた事業継続計画（BCP）を策定するとともに、「雲南市災害ボランティアセンター」運営マニュアルの見直しのため雲南市と協議・検討を進めます。

以下、6 つの事業部門ごとに事業の実施計画を掲げ、社会福祉協議会らしい「地域福祉」を推進いたします。

Ⅱ 事業実施計画

1 法人運営事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

組織を継続し成長させていくために

法人の全体最適に向けたマネジメントを戦略的に推進する

総務部を目指します

- ▶ 職員一人ひとりが自分らしさを発揮し、力を合わせて社協らしい総合力を発揮できる組織づくりを進めます。
- ▶ 法人経営を統括する部門として、職員一人ひとりが安心・安全に、やりがいをもって働くことができる組織基盤の強化に取り組みます。

1 法人運営に関する業務

関係法令、定款及び諸規程等に基づくガバナンス（統治）体制の構築により、社会福祉法人に求められる公益的かつ透明性の高い事業の実施に努める。

(1) 法人運営に関する諸会議の運営

- ① 理事会（業務執行の決定機関）の運営（5回）
- ② 評議員会（法人運営に係る重要事項の議決機関）の運営（4回）
- ③ 地域福祉委員会（地域住民の意見集約と提言機関）の運営（2回）
- ④ 理事事業担当部会（各部門の調整・調査・研究等の機関）の運営（随時）
 - ア 総務企画部会
 - イ 地域福祉部会
 - ウ 介護保険事業部会
 - エ 保育事業部会
 - オ 地域包括ケア推進部
- ⑤ その他の会議の運営
 - ア 三役会（随時）
 - イ 評議員選任解任委員会（随時）
 - ウ 企画調整会議（毎月1回）

(2) 法人運営に関する監査の受検（理事の職務執行、事業執行、計算関係書類及び財産状況）

- ① 監事による監査
 - ア 定期監査（5月）
 - イ 中間検査（12月）
- ② 内部監査人による監査（前期：8月・後期：2月）

(3) 関係法令に基づく定款、諸規程等の整備

定款、諸規程等の見直し及び改正等並びに所轄庁への届出

(4) 法人運営に関する情報公開（現況報告書・計算書類等）

- ① 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムによる情報公開
- ② 本会ホームページによる情報公開
- ③ 本会広報紙「社協だよりうんなん」による情報公開

2 社協会員に関する業務

定款及び会員規程に基づき社協会員の加入促進に努め、地域住民や関係機関の参加を旨とする社協の組織基盤の強化を図る。

(1) 会員の募集及び会費ご協力のお願い

- ① 正会員 市内各世帯（7月）
- ② 賛助会員 本会役員及び評議員（12月）

(2) 弔電のお供え

会員世帯にご不幸があったとき、弔電を送り弔意を表す。

3 人事管理に関する業務

人材の確保・育成・定着を進めるため、職員一人ひとりがそれぞれの業務に専念し、その能力を十分発揮できるよう支援する。

(1) 役員研修等の実施又は受講

法人研修又は外部研修の受講

(2) 人材の確保に向けた取り組み

- ① 魅力ある職場づくりと情報発信
- ② 職員の募集、採用試験の実施、採用

(3) 職員の育成及び自己実現を支援する取り組み

① 法人内部研修の実施

- ア 新採用職員研修
- イ 職員研修
- ウ 管理職研修

② 外部研修機関が実施する研修の受講推進

- ア 福祉職員生涯研修（福祉人材センター主催の階層別研修）
- イ 職能別研修
- ウ 課題別研修

③ セルフキャリアドックの実施

- ア 対象職員ごとに定期的な人材開発等の実施
- イ 組織的課題等の改善に向けた対応

④ 目標管理制度の運用

- ア 係長級以上を対象とした実施による成果と課題の検証、改善等
- イ 目標面談（目標設定）、中間面談（中間評価）、育成面談（評価）の実施
- ウ 考課者研修、コーチング研修等の実施

⑤ 職員の資格取得に関する支援制度の実施

(4) 人材の定着に向けた取り組み

- ① 働きやすい職場づくりに向けた職員協議会等との意見交換の実施
- ② 職員一人ひとりの働きがい高める目標管理制度の運用

(5) 労働者名簿の整備と管理に関する業務

4 労務管理に関する業務

職員一人ひとりが安心・安全に、やりがいをもって働くことができる職場環境づくりを推進する。

(1) 労働法令等に基づく労務管理業務

- ① 労働条件の管理及び労働契約の締結
- ② 関係法令の施行・改正等に対応した就業規則及び関係諸規程等の整備及び遵守
- ③ 職員協議会との協定等の締結及び管轄監督署への届出

(2) 関係法令等に対応した労務管理業務

- ① 労働安全衛生法に基づく労務管理の実施
 - ア 定期健康診断の実施及び産業医による健康管理指導等
 - イ 衛生委員会の設置による調査審議事項の検討と職場環境等の改善推進（大東事業場・えがおの里事業場・雲南市社協全体）
 - ウ ストレスチェックの実施と指導医による面接指導又は健康相談の実施（随時）
 - エ 労働災害防止に向けた取り組み
 - オ 新型コロナへの対策等（対策本部の運営・警戒レベルに応じた対策等の立案・実施）
- ② 働き方改革関連法及び労働施策総合推進法等への対応
 - ア 年次有給休暇取得の促進
 - イ 雇用形態に応じた公正な待遇の確保
 - ウ 職場のハラスメント防止対策の実施
- ③ 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の推進
- ④ 障害者雇用促進法に基づく労務管理の実施
障がい者雇用と就業環境の整備

(3) 福利厚生に関する労務管理業務

- ① 法定福利への加入と管理（雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金保険・介護保険等）
- ② 法定外福利への加入と管理（島根県民間社会福祉従事者互助会・雲南市社協職員会）

5 経理・財務管理に関する業務

関係法令、社会福祉法人会計基準及び諸規程等を遵守した会計処理を徹底し、経営状況を把握した健全経営を目指す。

(1) 予算編成業務

(2) 会計管理業務

- ① 帳票及び台帳等の管理
- ② 計算関係書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）の作成

(3) 財務管理業務

- ① 出納管理業務
- ② 財務及び固定資産の管理
- ③ 寄付金品の受付

(4) 決算業務

- ① 計算関係書類、附属明細書及び財産目録等の作成並びに監査の受検
- ② 現況報告書、計算書類及び財産目録等の所轄庁への提出

(5) 契約に関する業務

6 総務に関する業務

社協全体を最適化していくマネジメントを進め、総合力を生かした社協らしさを発揮できる法人運営を目指す。

(1) 中期経営計画の進行管理

- ① 目標管理制度と連動させた経営目的達成に向けた経営実践
- ② 中期経営計画推進会議の開催
- ③ 経営戦略・第2年次実施項目への取り組みと部門間連携の推進

(2) 広報・啓発事業

- ① 広報紙の発行
 - ア 社協だよりうんなん 12,500部：年4回発行
 - イ 地域の福祉 12,500部：毎月発行（市報うんなんに折込）
- ② ホームページの運営 更新：随時
- ③ 広報編集会議の開催（随時）

(3) 苦情解決体制の整備

- ① 苦情処理第三者委員会の設置及び委員会の開催（1月）
- ② 福祉サービス苦情解決研修会の受講（島根県運営適正化委員会主催）

(4) 災害時対応体制の整備

- ① 事業継続計画（BCP）の策定に向けた部門間協議
- ② 各部門が連携した災害時対応体制マニュアル等の整備に向けた検討
- ③ 災害救援ボランティアセンターの運営に関する関係機関との協議

(5) 指定管理者制度による社会福祉施設の管理運営

- ① 雲南市との協定の締結
基本協定及び年度協定の締結
- ② 協定に基づく社会福祉施設の管理運営
 - ア 大東町地域福祉センター（大東支所・大東介護事業所）
 - イ 木次高齢者コミュニティセンター（木次支所）
 - ウ 三刀屋健康福祉センター（本所・三刀屋介護事業所・地域包括支援センター）
 - エ 掛合健康福祉センター（掛合支所・掛合介護事業所）
 - オ 掛合高齢者生活福祉センター（掛合介護事業所）
 - カ 入間コミュニティセンター（小規模多機能型居宅介護事業所）

7 式典及び行事に関する業務

雲南市や各関係機関等との共催による式典及び行事を開催し、社会福祉の啓発と推進を図る。

(1) 雲南市戦没者追悼式（10月）

主催：雲南市・社協

(2) 雲南市総合社会福祉大会（10月）

主催：雲南市・社協・民児協・老連

(3) 雲南市民歳末余芸大会（12月）

主催：雲南市・社協・山陰中央新報社・JA・商工会

8 地域における公益的な取り組みの推進に関する業務

社会福祉法（第 24 条第 2 項）に規定される地域における公益的な取り組みを推進し、社会福祉法人としての責務を果たす。

(1) 社会福祉士等の養成に係る取り組み（実習生の受入れ）

- ① 関係法令に基づく相談援助実習指導員の配置
- ② 社会福祉士養成校等が求める相談援助実習施設としての協力
- ③ 実習生の受入れと規定カリキュラムに基づく指導

(2) 雲南市社会福祉法人連絡会事業への参画（複数法人間連携事業への参画）

法人連絡会の事務局業務

(3) 現況報告書への記載と情報発信

本会の各部門が取り組む公益的な取り組みを把握し、現況報告書へ記載の上、積極的な情報発信に努める。

9 日本赤十字社島根県支部雲南市地区の運営に関する業務

日本赤十字社島根県支部の雲南市地区事務局として、日赤事業の連絡調整と普及・啓発を担う。

(1) 日赤島根県支部雲南市地区事務局業務

- ① 日赤島根県支部業務推進協議会への参画
- ② 日赤島根県支部評議員会への参画

(2) 日赤事業の啓発活動の推進

- ① 5月の赤十字運動月間を中心とした事業啓発と日赤会費の募集
- ② 日赤島根県支部広報紙「島根の赤十字」等の配布

(3) 学校や地域からの救急法研修会等の申請に対する連絡調整

(4) 災害時の被災等に対する救援物資及び見舞金等の支給

(5) 災害被災地の支援に係る義援金募金への協力

2 地域福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくるために
地域を基盤としたソーシャルワークを包括的に実践し 暮らしやすさを追求する
地域福祉部を目指します

- ▶ 福祉サービスを必要とする方が、地域のつながりの中でその人らしく暮らせるよう、地域とのつながりに配慮した個別支援を進めます。
- ▶ 誰もが安心して暮らし続けられる地域の実現に向けて、地域住民と専門職がお互いの強みを活かし合える、協働と実践の場づくりを進めます。
- ▶ 住民福祉活動組織と共に支え合う活動の場づくりを進め、住民参加を通じた理解と共感を広げ、地域を元気にするやりがいある共助を育みます。

1) 生活支援・相談センター

○ 運営方針

～まずは相談を受け止め 課題解決を共に目指し

その人が主役の自立支援を進めます～

○ 実施事業

1 総合相談体制の充実

□ 支援目標

多様な相談をまずは受け止め、相談者と共に課題に向き合い、改善・解決に向けた支援体制を構築し、その人の自立を支援する。

(1) 生活困窮者への自立支援

① 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

- ア 総合相談（訪問による相談援助「アウトリーチ」を含む）
- イ 分析・支援ニーズの把握
- ウ 支援プランの作成
- エ 支援調整会議・サービス提供
- オ 定期的なモニタリング（状況把握）・必要に応じたプラン修正
- カ 終結・フォローアップ（追跡評価）

② 生活困窮者家計改善支援事業（市受託事業）

- ア 家計管理に関する支援
- イ 滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援
- ウ 債務整理に関する支援
- エ 貸付のあっせん

③ くらしの相談（法律相談、無料、予約制）

- ア 弁護士相談（毎月第2木曜日）
- イ 司法書士相談（毎月第4金曜日）

(2) 地域を基盤とした相談支援ネットワークの構築

- ① 地域包括支援センター、民生児童委員協議会、地域自主組織、ボランティア団体等との連携
 - ア 部門間、部内間連携によるニーズキャッチ、支援の仕組みづくり
 - イ 個別支援に携わる地域包括支援センター、権利擁護センター、生活支援・相談センターの連絡会による援助技術の向上
- ② 研修会等の企画実施・研修会等への参加
 - ア 地域福祉力・職員資質の向上
- ③ 雲南市社会福祉法人連絡会との事業連携
 - ア 身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業の協働

2 生活支援の充実

□ 支援目標

総合相談で受け止めた生活困窮課題の改善・解決に向け、資金融資や就労準備のサポート、狭間のニーズへの新たな対応策によって、その人の自立を支援する。

(1) 資金融資による生活基盤の充実

- ① 生活福祉資金貸付（県社協受託事業）
 - ア 貸付時及び償還時における生活困窮者自立支援事業等との連携
 - イ 新型コロナ特例貸付償還事務体制の充実（県社協）【新規】
- ② 民生融金貸付

(2) 狭間のニーズに対する支援メニューの研究開発

- ① 生活困窮者就労準備支援事業（市受託事業）
 - ア 生活自立支援（起床や定時通所の促しなど）
 - イ 社会自立支援（基本的コミュニケーション能力の形成など）
 - ウ 就労自立支援（就労体験、模擬面接、履歴書作成指導など）
- ② 支援メニュー研究開発事業
 - ア 島根県共同募金会助成金の活用による就労準備支援事業の充実、強化
 - イ 就労体験などへの協力者・協力企業等の開拓（農福連携）

3 社会的包摂の実現【地域生活支援】

□ 支援目標

社会的排除や社会的孤立などの社会問題に対し、みんなで理解し、みんなで考え、みんなで行動することによって、その人の自立を支援する。

(1) 地域生活支援の実践を通じた学びの支援

- ① 窮迫課題への対応
 - ア 緊急現金貸付
 - イ フードバンク（福祉のまちづくり促進センターのフードドライブと連携）
 - ウ 生活備品貸出
 - エ 入浴料助成
 - オ 入居債務保証支援（県社協）

- ② ひきこもり等支援
 - ア 集う場所「フリースペース」の開催（行政と共催）
 - イ 参加の場「みんなの畑（室山農園）」への参加支援

4 住民参加による地域生活支援

□ 支援目標

地域の住民や自主組織、行政、関係機関、団体等による協働の場を形成し、参加と協働の相乗効果を発揮した事業の展開によって、その人の自立を支援する。

(1) 相談・支援のネットワークの充実

- ① 身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業
 - ア 事業の推進、担当者研修会の実施

(2) 福祉サービスの融合、開発、確保

- ① 子どもへの学習支援にかかる実態把握
 - ア 本市のニーズ状況や支援状況の実態把握

2) 権利擁護センター

○ 運営方針

～意思決定を支え 権利を擁護し

その人らしい安心な暮らしの実現を支援します～

○ 実施事業

1 権利擁護体制の充実

□ 支援目標

高齢や障がいなどで判断能力に不安を感じる方、意思決定が困難な方などの権利を擁護し、地域でのその人らしい安心な暮らしを支えていく。

(1) 日常生活自立支援事業の充実

- ① 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）
 - ア 支援プラン作成
 - イ 生活支援
 - ウ 地域や生活支援関係機関との連絡調整
 - エ 生活支援員研修
 - オ 利用者負担額助成（雲南市、市社協）
 - カ 地域生活支援の推進に向けたケース会議

(2) 法人後見事業の充実

- ① 法人後見事業（法人による成年後見への取組）
 - ア 運営委員会の開催（年2回）
 - イ 受任審査会の開催（適宜）
 - ウ 被後見人等に対する成年後見制度に基づく支援
 - ・財産管理、身上監護、家庭裁判所や関係機関等との連絡調整
 - エ 市役所所管課との連絡調整
 - オ 地域生活支援の推進に向けたケース会議

- カ 制度の利用促進に向けた周知、啓発の実施（雲南市）【新規】
- キ 一般、専門職等関係者への研修（講座）の実施（雲南市）【新規】
 - ・主任介護支援専門員更新研修、介護の入門的研修、ほか

2 当事者組織活動の推進

□ 支援目標

当事者主体の地域福祉活動の推進を目的として、当事者組織の特性が発揮されるようにその活動を支援する。

(1) 当事者主体による組織運営の充実にに向けた働きかけ

- ① 団体活動実践の支援（事務局を担当）
 - ア 雲南市母子会
 - イ 雲南市手をつなぐ育成会
 - ウ 雲南市身障者協会（市域、吉田圏域）
 - エ 被爆者協会（木次圏域）

(2) 当事者組織の地域福祉推進機能の充実

- ① 団体活動財源の支援
 - ア 雲南市母子会
 - イ 雲南市手をつなぐ育成会
 - ウ 雲南市身障者協会
 - エ 被爆者協会
 - オ 雲南市遺族会
- ② 当事者等組織にかかる現状及びニーズの把握
 - ア 前号ア～オ以外の当事者等組織の現状把握及び意見交換

3) 福祉のまちづくり促進センター

○ 運営方針

～地域住民一人ひとりが主役で目指す

“安心して暮らし続けたい地域づくり”を支援します～

○ 実施事業

1 福祉教育（共育）の推進

□ 支援目標

学校や地域住民、ボランティア等と共に学び合う共育の場づくりを進め、地域福祉の実践に向けた理解と共感の輪を広げていく。

(1) 学校における福祉教育（共育）の実践

- ① 総合的な学習の時間など福祉学習への実践支援（支援計画作成⇒実践⇒振り返り）
 - ア 福祉共育ガイドブックを活用した、担当教諭との協同実践の推進
 - イ 福祉教育（共育）の実践に対する助成支援（県共募）【新規】
- ② 社会資源を活かした福祉の学び合う学習の実施
 - ア 地域の活動実践者や福祉当事者等をゲスト講師に迎えた活きた学習支援
 - イ 中学生を対象としたサマーボランティアスクールの実施

- ③ 福祉教育（共育）実践に携わる関係者の連携強化
 - ア 学校や関係機関とのネットワークづくり
- (2) 地域を基盤とする福祉教育（共育）の実践 ※2-1-③-イ 地域学び合い会議
 - ① 地域自主組織を推進主体とした福祉教育（共育）
 - ア 学びによる「支え合い」の場づくりと、活動を通じた振り返りによるやりがいづくりに向けた支援
 - イ 地域の福祉力を育む、「ふくしを思う人づくり推進事業」の実施（重点支援3地区：3年間）
 - ② ボランティアグループ等を推進主体とした福祉教育（共育）
 - ア 活動推進を目的とした研修の実施
 - イ ボランティアグループや事業所による高校生ボランティアの受け入れ
 - ③ 「ふくしの学び合い」推進助成事業の導入（県社協：2年間）【新規】
 - ア 多様な主体による「ふくしの学び合い」の構築（支え合う福祉のまちづくり講座等）
 - イ 地域における福祉教育プラットフォームづくり

2 小地域福祉活動の推進

□ 支援目標

住民自治を担う地域自主組織と共に、地縁の力を発揮した“その地域ならではの暮らしの支え合い（共助）”を深めていく。

- (1) “その地域ならではの暮らしの支え合い”への伴走型支援（活動実践の支援）
 - ① 第1層（市域）生活支援コーディネーター（CN）の専任配置
 - ア 市との両輪による地域生活課題の解決・改善に向けた地域支援体制の構築
 - イ 第2層（30 地区域）生活支援CN（地域福祉推進員）の育成・支援
 - ② 生活課題を解決するための話し合いの場（1層・2層協議体）を仕組み化
 - ア 地域支援者と多機関がつながる仕組みの構築
 - イ 地域との協働実践の促進 ※4 住民参加による地域生活支援
 - ウ 社会資源の発掘・発見、整理
 - ③ 「福祉力」をつけていくために“学び合い（知る⇒気づく⇒学ぶ）から再構築し、福祉活動実践を通じたPDCAサイクルの循環
 - ア 福祉の基礎編学び合い会議（初任者研修）
福祉部の初任者等を対象に実践の柱となる基礎的知識を学び合う
 - イ 地域学び合い会議（地域自主組織個別研修）※1-②地域を基盤とする福祉共育の実践
地区ごとに出向き、事業運営等の情報交換と活動検討を行うとともに「ふくしを思う人づくり」を推進する
 - ウ 町別学び合い会議（町域別研修）
町単位で当該町内地区同士での事業運営等の情報交換と活動検討を行う
 - エ 市域学び合い会議（市域全体研修）
活動上の課題をテーマに、解決・改善に向けた方策や地域のやりがいを育む活動のあり方等を学び合う
- (2) 活動財源の支援
 - ① 赤い羽根地区福祉委員会活動助成（財源：共同募金・福祉事業寄付金）
 - ② ふれあい・いきいきサロン活動支援助成

3 ボランティア活動の推進

□ 支援目標

ボランティアセンターを核に、共感（志縁）の力を発揮した“ボランティアならではの暮らしの支え合い（共助）”を深めていく。

(1) 新たなボランティア活動者の戦略的開拓

- ① ボランティアセンターの運営・事業企画等の協同実践
 - ア 運営委員会の開催（年2回）
 - イ 事業企画・運営等の連絡調整
- ② ボランティア活動者の開拓
 - ア 市内の高校3校との連携による高校生ボランティアチャレンジの促進
 - イ ボランティア活動者等との連携によるボランティア研修会の実施

(2) ボランティアセンターによるボランティア活動支援

- ① ボランティア活動の充実に向けた支援
 - ア 活動の相談と個別の支援（活動へのマッチングを含める）
 - イ 活動推進を目的とした研修及び情報交換会の協同実践
 - ・音訳ボランティア研修会
 - ・絵手紙ボランティア等の研修会
 - ・活動実践団体等との共催による情報交換研修会等
- ② 新たな地域課題に対応する活動プログラムの創出

4 住民参加による地域生活支援

□ 支援目標

地域自主組織、ボランティア活動実践者、行政、関係機関等による協働の場を形成し、参加と協働の相乗効果を発揮した事業を展開する。

(1) 福祉サービスの融合、開発、確保

- ① 見守りに資する配食サービス事業
 - ア 高齢者の自宅に定期的に弁当を配達することで食の自立を促し、併せて見守りを行うことで安心・安全な地域生活を支援する。
 - イ 地域自主組織・民生児童委員・住民ボランティア・当事者支援機関等が行う、高齢者の見守りと生活支援ネットワークとの連携を進める。
- ② 郵便等による見守り事業
 - 郵便局、事業所、企業、地域自主組織、市民ボランティアなどの協力で実施
 - ・大東町：まめなかね通信
 - ・加茂町：友愛はがき
 - ・木次町：愛のおたより推進運動
 - ・三刀屋町：愛の絵手紙運動
 - ・掛合町：ふれあい安心郵便
- ③ 音訳広報活動
 - ア 市内6福祉圏域の各音訳ボランティアグループの協力で市報うんなんを音訳CD録音し、希望の方へ配布
 - イ 音訳ボランティア録音機材の調整等

- ④ 地域子育て支援
民生児童委員、ボランティアなどの協力で子育てサロンを実施（吉田圏域）
- ⑤ フードドライブ
ア 「もったいない精神」で食品ロスを抑えることを目指して、関係機関・団体等に呼び掛けて必要量の食料を集め保管
イ 生活支援・相談センターが窮迫課題へ対応するためのフードバンクとの連携
- ⑥ 子どもへの学習支援
ア 地域自主組織、社会福祉法人等との連携による実態把握

5 民生児童委員協議会の活動支援

□ 支援目標

地域福祉活動を推進するパートナーである雲南市民生児童委員協議会との協同実践を目的として、その活動を支援する。

- (1) 雲南市民生児童委員協議会活動支援
事務局業務（本所担当）
- (2) 6 法定単位民生児童委員協議会活動支援
事務局業務（各支所担当）

6 雲南市共同募金委員会の運営

□ 実施目標

寄付者と活動者の思いをつなぐ“相互の共感”を大切にしたい、赤い羽根共同募金運動を展開する。

- (1) 雲南市共同募金委員会の運営
 - ① 赤い羽根共同募金運動の推進（10月1日～12月31日）
 - ② うんなん手のひら募金の実施（1月1日～3月31日）
 - ③ 募金百貨店プロジェクトの推進（随時）
 - ④ 募金付き自動販売機の設置推進（随時）

7 第4期雲南市地域福祉活動計画の進行管理

□ 実施目標

地域福祉の充実を目指して、雲南市総合保健福祉計画と連動する、民間福祉活動の行動計画である第4期雲南市地域福祉活動計画を推進する。

- (1) 第4期雲南市地域福祉活動計画（3年目）の進行管理
 - ① 地域住民、地域自主組織、福祉関係機関・団体・行政等との連携による計画の具現化
 - ② 中間年度（3年目）での検証を市活動計画推進検討会議（理事地域福祉部会）にて行う。

3 在宅福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

その人らしいふだんの暮らしを支えるために
一人ひとりの暮らしに寄り添う高品質な在宅ケアを実践し追求する
在宅福祉部を目指します

- ▶ 市場原理が働きにくい中山間地域における介護サービスのセーフティーネットとしての役割を担います。
- ▶ 社協らしい在宅福祉の具現化に向けて、他部門・他機関とも連携した地域生活支援に取り組みます。
- ▶ 「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられること＝ふだんの暮らし」を支えるために、一人ひとりを見つめた、高品質な在宅ケアを実践します。

<重点実施項目>

1 経営基盤の強化

事業所単位の利用目標を定め経営努力することにより経営基盤の安定を図る。

(1) 目標稼働率の達成

- ① 通所介護事業（1日平均利用者数）
 - ・おおぎ：24名以上　・みとや：24名以上　・かけや：22名以上
 - ・陽だまりの家：9名以上
- ② 訪問介護事業
 - ・おおぎ：25名以上　みとや23名以上　かけや10名以上
- ③ 訪問入浴介護事業
 - ・3名以上
- ④ 居宅介護支援事業所（受け持ち件数）
 - ・ケアマネ一人当たり35件
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護（登録利用者）
 - ・登録定員29名

(2) 高品質な介護サービスの提供

- ① 介護基礎能力の習得
 - ・介護技術：抱えない介護　シーティング　ポジショニング　食事介助　排泄介助
 - ・医療的ケア：異常の早期発見と報告　緊急時の対応　終末期ケア
 - ・認知症介護：コミュニケーション技法　「認知症介護基礎研修」受講
 - ・対人援助：対人援助技法
- ② 虐待防止
 - ・委員会開催：2ヶ月に1回開催し虐待防止状況の確認と研修会を計画する。
 - ・不適切ケアに対する自己点検を定期的実施する。
- ③ 地域包括ケアに向けた取り組み
 - ・住み慣れた地域での暮らしが維持できるように地域、医療と連携し、利用者や地域に求められるサービスの提供に努める。

・多職種連携会議、地域ケア会議等に参加して積極的に地域課題を提案していく。

④ 事例発表

・取組み事例を通じて、目指すべき姿の達成の仕方を共有し利用者、家族に対し質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供する。

⑤ 部内関係

・各事業所が協力して業務改善、課題解決に取り組む。

(3) 法令遵守の徹底

① 管理職による法令遵守に対する点検を実施して、必要時、注意、指導を行う。

② 事業管理者は定期的に加算算定要件を点検し管理職へ報告する。

(4) 相談・苦情への対応

① 苦情相談窓口の設置・第三者委員を配置して、必要時には苦情検討委員会を開催して助言を仰ぐ。

② 推進運営会議、家族会の開催、アンケートを実施して関係者からの相談、苦情に対し速やかに対応を行う。

2 感染症対策の徹底

(1) 委員会開催：2ヶ月に1回開催する。

① 島根県雲南保健所との情報交換を実施する。

② 事業継続計画、マニュアルを点検し見直す。

(2) 研修会開催：年間2回以上開催する。

① 感染症予防に関する知識、技術の習得。

3 安全（災害・交通安全・労働災害）対策の徹底

(1) 災害対策

① 消火、避難訓練の実施：関係機関等の協力を得て年間2回実施する。

② 防災研修を年間1回以上開催する。

③ 交通安全

安全運転管理者等の指導により研修会を開催する。

④ BCP 策定

災害時におけるBCPを令和5年度中の策定を目指し準備する。

4 地域交流・貢献

(1) ボランティアの受入れ

① 感染症の状況把握と対策を行い、ボランティア交流を図り、福祉活動への理解と協力を得る機会を設ける。

(2) 職場体験学習・実習生の受入れ

① 実習指導者・実習指導担当者により、体験学習、事業所実習の目的が達成できるよう計画を作成し指導を行う。

(3) 部門間関係による出前講座・授業への協力を実施する

5 人材育成・定着・確保

(1) 職業的自尊心を育む

- ① 自分の仕事が他者に喜んでもらえるための準備として、基礎能力習得を図る。
- ② 自分の仕事が社会に認められる質にあるか習得した能力の発揮、根拠に基づく質の高い科学的ケアを実践する。
- ③ 自分の働きが同僚や上司に認められる内容にあるか確認できるよう、利用者、家族からの肯定的な応答（良好な関係性）、職場や社会貢献の反応を得られる出前講座、授業協力など積極的に参加する。

(2) OJTの実施

- ① 新規採用職員に対して1年目は3ヶ月ごと、2年目は半年ごとに指導者より、実際の仕事を通じて指導を受け、知識と技術を身に付けさせる。

(3) ハラスメントへの対策

- ① 必要な情報の周知徹底
- ② ストレスチェックの実施
- ③ 研修会参加

(4) 福祉用具の導入

- ① 職員の身体的負担軽減と腰痛対策を図る。

(5) 業務改善

- ① 業務の平準化と効率化を図る。

(6) 処遇改善

- ① 算定要件を遵守して適正に実施する。

<実施事業内容>

1 在宅福祉課

(1) 介護の入門的研修の開催

- ① 福祉・介護人材の確保・育成を目的として研修会を実施する。
介護に関心のあるすべての方（高校生を含む）を対象に21時間（3日間）の講義・実技を実施する。
- ② 就労希望者には就労支援機関（介護労働安定センター・ハローワーク等）による就労相談や職場見学・体験等の支援を行う。

(2) 介護予防はつらつ事業（介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA）

① 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供時間	9時30分から15時00分
実施地区	雲南市全域 （大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田町・掛合町）
実施会場	市内23地区の交流センター等
実施対象者	事業対象者 要支援1・2
実施回数	一人あたり 月3回から4回

利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金:月定額料金(1割負担:1,388円 2割負担:2,776円、3割負担:4,164円) ・昼食・茶菓代 1回600円
------	--

② 実施プログラム

- ・運動器の機能向上:新はつらつ体操 体力測定(運動機能評価)
- ・栄養改善:栄養士による栄養指導と評価を実施する。
- ・口腔機能の向上:歯科衛生士会による口腔ケアに関する指導と疾病予防を目指す。
- ・認知症予防:脳トレ、認知症予防体操を行い発症を予防する。
- ・閉じこもり予防:参加者全員の月4回の利用を目指す。
- ・健康講話:医師による健康講話等により介護予防の意識を高める。

③ 地域交流

- ・交流センター職員、ボランティアの協力を得て高齢者の生きがいと社会参加の促進を図り、社会的孤立感の解消や自立した生活の助長により要介護状態になることを予防する。

④ 事業紹介

- ・地域自主組織等へ介護予防事業を定期的に紹介し利用対象者の情報収集、お試し利用の声かけを行う。

4 施設福祉事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

一人ひとりの心安らぐ住まいであるために

その人らしい生き方・生活を尊重した施設ケアを実践し追求する

施設福祉部を目指します

- ▶ 社協らしい施設福祉の具現化に向けて、他部門・他機関とも連携した「施設の社会化・地域化」に取り組みます。
- ▶ 施設での暮らしが「自分らしい輝き」の基盤となるよう、その人らしい生き方が実現できる、地域とのつながりを重視した「心安らぐ住まい」としての、高品質な施設ケアを実践します。

<重点実施項目>

1 安定した経営基盤の確立

(1) 目標稼働率の達成

- ① 介護老人福祉施設 えがおの里 95%以上
- ② 介護老人福祉施設 えがおの里ユニット 95%以上
- ③ えがおの里短期入所生活介護事業所 90%以上

施設、短期ともに上記の稼働目標達成に向け、質の高い介護サービスを提供し安定した収入の確保に努める。

(2) 異常の早期発見・治療により空床日を減らす

細やかな健康観察で体調の変化を早期に発見し、まめネットを有効に活用するなど早期に嘱託医、関係医療機関との連携を行う。重症化を予防し、早期に苦痛の緩和と治療を図ることにより安定した経営を目指す。

(3) 誤嚥性肺炎の予防

- ① 健康（口）体操を1日1回以上実施して嚥下機能の維持を図る。
- ② 口から食べるバランスチャート（KTBC）13項目を総合的に評価して嚥下機能の維持、改善を図る。

※13項目 食べる意欲・全身状態・呼吸状態・口腔状態・認知機能（食事中の集中力）・咀嚼（送り込み）・嚥下・姿勢（耐久性）・食事動作・活動（自立度）・摂食状況レベル（人工栄養）・食物形態（普通食・咀嚼食・ペースト）・栄養（BMI・体重減少率）

- ③ 口腔ケアを毎食後実施する。
- ④ 歯科衛生士等との連携による口腔の状態に応じたケアの実施

(4) 尿路感染症の予防

尿路感染症対策プロジェクトを継続し、以下について取り組む。

- ① こまめな水分摂取：水分を摂取して新しい尿を作り膀胱内に細菌を停滞させない。
・毎食時（前後） ・10時 ・15時 ・就寝前 ・その他嗜好品を勧める
- ② 排尿：排尿パターンを確認して排泄を促す。
・定期的なトイレ誘導 座位保持が可能な利用者はトイレ誘導し排泄を促す。
- ③ 清潔：適切な衛生用品の使用、洗浄を行い、清潔を保つ。

- ・排泄パターンに応じたパット交換
- ・洗浄方法の確認、洗浄液の検討
- ・パットの検討、評価

- (5) 加算の算定要件を守り収入の確保に努める。
- (6) すべての職員が収益の確保、経費節減への意識を持ち、日々実行する。

2 感染症や災害への対応力強化と安全対策

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

- ・感染を持ち込まない、拡げない対策の徹底
- ・マニュアル、事業継続計画（BCP）の更新

(2) 避難・消火訓練の実施

消防署、消防団、広域交番、家族会、自治会、事業所等と連携して年間2回の訓練を実施する。

(3) 不審者対応訓練の実施

掛合広域交番、自治会等と協力して訓練を実施する。

(4) 危険個所の発見・修理

職場内巡視を行い、危険個所を点検し安全対策を図る。

(5) 生活事故の予防

利用者の状態に合わせた環境整備を行い生活事故の予防に努める。

事故発生時には迅速に対応し、再発防止に努める。また、必要時には「身体拘束廃止」「事故防止」の委員会を開催しリスクマネジメントの充実を図る。

3 質の高いサービスの提供

(1) 施設サービス計画書（個別機能訓練計画、栄養計画）の充実

利用者の自分らしい暮らしを支援する計画書とするため、多職種によるアセスメント、モニタリングの実施と利用者、家族の希望を取り入れた計画書を作成してサービスの提供を行う。

(2) 科学的介護情報システム（L I F E）の活用

LIFE へのデータ提出とフィードバックを活用し、ADL、栄養、口腔、嚥下などのケアの質の向上に取り組む。

(3) 不適切ケア防止への取組み

- ① 利用者参加型のえがお会議を定期的開催して利用者より直接、不適切ケアの有無について確認する。
- ② 身体拘束廃止委員会等により不適切ケア防止に向けた研修会を年間2回開催する。

(4) 専門知識の習得と実践

施設内研修会の開催、外部研修参加（ユニットリーダー・リフトリーダー・ユマニチュード・看取りケア）、事例検討会、施設間交流を通じて施設職員の専門性を高め、根拠に基づく科学的な介護を迫及する。

① 看取りケアへの取組み

施設での看取りについて利用者本人、家族の理解と協力を得ながら人生の最期の時まで自分らしく生きられること、穏やかに最期を迎えることができるよう介護施設と

しての役割を果たす。

- ・家族とともにカンファレンスを定期的開催し、現状の共有と支援の方向性を協議する。
- ・本人、家族の不安をわずかでも取り除くため、しおりを参考に職員誰もが同じように説明を行い接することができるようにする。
- ・利用者、家族、職員が安心して看取りに向かえるようしおりとケアガイドを定期的に見直し更新する。
- ・地域における看取り介護の支援体制を強化するため掛合町多職種連携ネットワークとの連携を図る。

② 認知症ケアへの取り組み

ユマニチュード研修修了者を中心に技法の目的である、認知症の人が「その人らしさを取り戻してもらう」ことを目指し、研修会を開催する。

③ 福祉機器の活用

リフトなどの福祉機器を活用し、利用者の2次障害と職員の腰痛防止を目指す。

④ 施設内研修の実施

- ・介護保険制度について 1回以上/年
- ・コンプライアンスについて 1回以上/年
- ・虐待・身体拘束禁止について 2回以上/年
- ・事故防止について 2回以上/年
- ・感染症予防について 2回以上/年
- ・医療的ケアについて 1回以上/年
- ・褥瘡予防について 2回以上/年
- ・看取りケアについて 1回以上/年
- ・認知症「ユマニチュード」について 1回以上/年

(5) 家族会との連携

利用者にとり心安らぐ生活の場となるよう、施設と家族が互いに連携して、利用者に対する諸問題を検討し、個々にあった処遇の向上を図る。

4 地域との交流・連携・貢献

(1) 地域との交流

「施設の社会化・地域化」を目指し、小・中・高校生、専門学校生、ボランティア等を幅広く受け入れ、地域との交流を促進する。

(2) 地域との連携

地域福祉の拠点としての役割を果たすため、地域、関係機関との連携に努め、施設が有する能力や機能を積極的に提供していく。

5 情報提供・相談・苦情への対応

(1) 信頼関係の構築

利用者、家族との信頼関係を構築し、相談、要望、苦情に対し迅速丁寧に対応を行う。

(2) 苦情相談窓口の設置

苦情相談窓口の設置、第3者委員を配置して、必要時には検討会を開催し助言を仰ぐ。

(3) 情報発信

広報等の発行、社協ホームページ内に掲載している YouTube を更新して、施設の情報を発信する。

6 人材確保・育成・定着への取り組み

(1) 福祉教育活動等への参加

市内小中学生の職場体験など福祉教育活動等への協力と雲南市内の高等学校との交流を図り、学生と教職員に対し福祉の仕事への理解を得られる事業を計画し実施する。

その他、専門学校生、大学生の実習を積極的に受入れる。

(2) OJTの実施

新規採用職員等に対し OJT を実施して、仕事に必要な知識、技術、態度等を意図的、計画的、継続的に指導して修得させる。

(3) エルダー制度の実施

エルダー制度により、相談役を置くことで職員が安心して働くことができる環境づくりに努める。

(4) 腰痛予防対策の取り組み

福祉用具等を導入やストレッチを実施して腰痛予防対策に取り組み人材の定着を図る。

(5) 処遇改善の実施

算定要件を遵守して適切に処遇改善を実施する。

7 年間行事計画

月	行 事	内 容
4 月	お花見	木次・三刀屋方面ドライブ お花見弁当
5 月	花祭り 花・野菜づくり	主催：掛合町仏教会 玄関前花壇を利用した野菜づくり
6 月	家族会	事業計画・報告等 交流会
7 月	七夕会	行事食
8 月	納涼祭 花火大会	屋台（かき氷・焼きそば等）盆踊り 打ち上げ花火
9 月	敬老会	行事食 記念品贈呈
10 月	運動会	玉入れ 鯛釣り パン食い競争等
11 月	紅葉ドライブ かけイルミ灯籠作り	吉田町 八重滝 佐田町方面 掛合自治振興会事業参加
12 月	クリスマス会 忘年会	行事食 ぶりの解体ショー
1 月	新年会 書初め	行事食 抹茶
2 月	節分祭	豆まき 行事食
3 月	ひな祭り	行事食

5 保育所受託運営事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

地域とともに健やかに育つ子どもを支えていくために
一人ひとりの最善の利益を尊重し 地域を活かした保育の実践を追求する
子育て支援部を目指します

- ▶ 社協らしい子育て支援の具現化に向けて、行政や地域等との協働のもと、地域ニーズを反映した「受託事業の機能充実」に取り組みます。
- ▶ 家族、地域、世界の宝である子どもたちが、健やかに育つために、地域の皆様と共に歩む、高品質な保育サービスを実践します。

<総括的事項>

本会は、平成 22 年度から保育所運営を受託し三刀屋保育所が 13 年目、掛合保育所が 9 年目を迎えます。社協が運営する保育所としての統一性とそれぞれの保育所の独自性を更に発揮し、保育の質を高めるとともに、経営の安定に努めていきます。

令和 4 年度入所児童数は、三刀屋保育所が年度当初 122 名、年度末には 133 名を見込んでいます。また、掛合保育所は年度当初 64 名、年度末には 65 名を見込んでいます。

1) 雲南市立三刀屋保育所保育業務

保育の理念、保育目標、経営方針

1 保育理念

地域とともに健やかに

～家族の子・地域の子・世界の子をめざして～

2 保育目標

たくましく心豊かな子どもを育む

3 児童数

在籍児童(予定)

年 齢 人 数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和 4 年 4 月 1 日現在	4	24	21	16	25	32	122
令和 5 年 3 月 1 日予定	15	24	21	16	25	32	133

入所率 令和 4 年度 101%

4 職員の職種、職員数（4 月 1 日予定）

○ 三刀屋保育所

職員 29 名

・所長 1 名 ・主任保育士 1 名

- ・保育士 19 名（内育児休業 2 名）（内特別支援専任 3 名）
- ・看護師 2 名
- ・栄養士 2 名
- ・調理師 2 名
- ・事務員 2 名

嘱託医 1 名、嘱託歯科医 1 名

○ みとや病後児保育室「たんぽぽ」

職員 2 名

- ・保育士 1 名
- ・看護師 1 名

5 健康及び安全

看護師及び栄養士の専門性を生かした児童の健康増進や安全に対する取り組みを進める。

(1) 健康支援

- ・保護者からの児童の健康観察カードの記載、提出を受けて毎日の健康管理の徹底
- ・子どもへの保健指導の実施。（うがい・手洗い・はみがき）
その他時季や子どもの様子に応じた健康指導
- ・看護師により出欠状況、感染症発生状況等の一早い情報提供（玄関の掲示板・保健だより）及び健康相談を行う。
- ・保育所内の衛生管理の徹底
新型コロナウイルス感染拡大防止の対策
入室する際手指消毒を行う。
児童の手洗いの徹底とうがいの実施による感染症予防を行う。
施設内の次亜塩素酸ナトリウムによる毎日 1 回の清掃及び日常的な清掃を行う。
各部屋内の清掃、消毒の徹底
子ども・職員が触れるところを重点に、アルコール消毒を行う。
換気を定期的に行う。
玩具等の消毒
- ・体力づくり活動として、所外指導員の支援による三刀屋健康福祉センタープールを利用した 5 歳児水泳教室、加茂 BG 海洋センターを利用した水泳教室を計画している。
- ・日常の生活の中に運動プログラムを意識した実践を取り入れ、体力増進を図る。
- ・わくわくうんなんピックに参加。

(2) 安全管理

- ・危機管理体制の確立とマニュアルの会得。
- ・災害時を想定した月 1 回の避難訓練を実施する。訓練の方法についてマンネリ化を避け、熟慮していく。
不審者対応訓練・・・雲南警察署対応
避難訓練（年 1 回）・・・雲南消防対応

- ・SIDS、AED についての研修訓練を行う。
- ・緊急時を想定し、一斉メール配信、メール確認訓練。
- ・毎月初めの所内安全点検の実施とヒヤリハットの実施による安全対策の推進と職員の意識向上を図る。
- ・非常災害対策としての備蓄品の数量や保存年限を確認。

(3) 食育の推進

- ・地産地消を主とした安心安全な食材を提供。
- ・栄養士、看護師及び保育士の連携によるアレルギー食への対応を行う。
- ・野菜栽培活動や、地域の名人さんと調理実習をするなどして、食への関心を高める。
- ・栄養士等による月 1 回の食育のつどいを実施。
- ・保護者に対する食育指導や、食育相談、レシピの配布、アンケート実施などを通して家庭と保育所の連携に努める。

6 子育て支援

- ・地域の子育て支援として、保育所一般開放日における個人面談、育児相談を行う
- ・子育て講演会を開催。
- ・保育所だより、クラスだより、給食・保健だよりなど各専門を活かした情報の発信に努める。

7 保護者との連携

- ・保護者の代表である、保護者運営委員の方々と共に行事について協議、実践、反省など一連の流れを踏んで信頼関係の構築に努める。（親子遠足、運動会、夏祭りなど）
- ・ボランティアとしての参加（絵本の読み語り、絵本の修理、畑の名人さん半日保育士、おもちゃづくりなど）を募る。
- ・クラス懇談会の実施
- ・のびのび（3～5 歳児）の個人面談の実施
- ・すくすく（0～2 歳児）個人面談日を設ける。

8 職員同士の連携と質の向上

- 『職員同士・クラス間の連携と支え合う保育所』を意識した保育運営を目指す。
- ・職員同士の連携のため、職員会議の在り方を再構築する。
月 1 回 企画会（代表者会）チーフ会（主担会）のびのび部会（3 歳～5 歳児）
すくすく部会（0 歳児～2 歳児）給食保健部会 全体職員会（年 3 回）
 - ・職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会を確保する。
 - ・キャリアアップ研修の受講
 - ・セルフキャリアドッグの受講
 - ・保育士全員が年 1 回は、クラス研修会に参加。
 - ・事例研究実施
 - ・指導講師を招いた所内研修・保育公開を実施。
 - ・県、市、社協等主催の所外研修会へ参加。

- ・特別支援教育、気になる子の対応等についての研修会へ参加。
特別支援教育の体制を確立する。支援コーディネーター職員を配置。
所内支援会議を定期的に行う。
- ・雲南社協中期経営計画による研修（三刀屋保・掛合保合同研修）
- ・参加した各種研修受講内容は、復命書及び口頭で報告を行い、全職員の共通理解を図る。

9 小学校との連携

- ・情報交換、保小連絡会
保育公開日、授業公開日の参観により相互の理解を深める。
- ・三刀屋町内の保幼小中連携協議会に所属し、連携した取り組みを計画的に実施する。パワーアップチャレンジ部会（学力）、ふるまい向上部会（生活指導）、みんなの会（特別支援）、健康づくり部会（保健）に職員全員が所属
- ・三刀屋の子どもを育てる会とも連携し、一体的な活動を行う。
- ・園長・所長・校長会（月1回）情報交換
- ・定期的に小学校との交流会を行う。
- ・就学前において情報交換・移行支援会議

10 地域との連携

地域の方との交流や支援を得た活動を推進する。

- ・地域の支援を得た野菜作り活動の実施
- ・デイサービス事業所への訪問活動
- ・幼稚園・こども園及び掛合保育所との交流活動の実施
- ・実習生、中学校・高校生ボランティアの受け入れ及び中学生・小学生との交流活動の実施
- ・各三刀屋地区交流センターに活動報告を年2回発行する。

11 病時保育事業（病後児対応型）の実施

施設定員2名

- ・児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な時期一時的に保育を行う。
- ・病後児保育の周知のための取り組み、大東病後児、病児保育との連携のための取り組みを行う。

12 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

[自己評価]

- ・職員の目標設定のための管理職による個人面接と職員の自己評価（年2回）を実施する。保育の振り返りと自己目標を明確にする。

[保育所評価]

- ・保育所内で保育所運営及び保育等について振り返り、評価を実施する。
- ・全体の課題を明確にし、改善へ向けた取り組みを行う。

2) 雲南市立掛合保育所保育業務

1 保育理念

～地域とともに健やかに～

- ☆ 入所児童及び地域の子どもの健全な人間育成を図るため、児童家庭福祉の理念に基づき、一人ひとりの最善の利益を尊重する。
- ☆ 家庭や地域と共に、自然を愛し、親しみ、たくましい身体と豊かな心を育み、未来を切り拓く意欲の持てる子どもの発達を促す。

2 保育目標

- ☆ 心身ともにたくましい子
- ☆ 心豊かで思いやりのある子
- ☆ 自分らしさを発揮し、意欲的にあそぶ子

3 児童数

在籍児童(予定)

年 齢 人 数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和4年4月1日現在	0	13	11	12	15	13	64
令和5年3月1日予定	1	13	11	12	15	13	65

令和4年度 入所率 71%

(令和3年度 入所率 79%)

4 職員体制(4月1日予定)

○掛合保育所 職員 23名

- ・所長 1名、主任保育士 1名
- ・保育士 15名 (内 特別支援専任 3名) (育休中 4名)
- ・看護師 1名
- ・栄養士 1名、調理師 2名
- ・事務員 1名 ・代替保育士 1名(非常勤)

○子育て支援 職員 6名

- ・病後児保育担当保育士 1名
- ・子育て支援センター 子育て支援員 2名
- ・ファミリーサポートセンター アドバイザー 1名(非常勤)
- ・一時預かり担当保育士 2名(非常勤)

○嘱託医 1名、嘱託歯科医 1名

5 健康及び安全

(1) 健康支援

看護師の専門性を生かした健康管理を図るとともに、保健計画に基づく児童の健康の保持や増進に務める。

- ・嘱託医による検診、聴力・視力検査
- ・感染症予防のための衛生管理

- ・健康指導（手洗い・うがい・歯磨き指導等）
- ・個々の成長及び健康管理
- ・元気アップ運動（生活リズム作り）
 - * 四校連携による生活リズム調査
 - * 小中高生による生活リズム指導
- ・運動プログラムによる体力の増進
 - * 園外保育の強化
 - * うんなんピックの実施(体力測定)
- ・保護者の理解を得ながら感染症等の予防対策の徹底を図る。
 - * 新型コロナウイルス感染対策
 - ・マスクの着用・手指消毒・健康チェック
 - ・玄関保護者受け入れ・健康チェック
 - ・業者保護者健康チェック
 - ・換気・室内消毒・三密を防ぐ生活
- ・ほけんニュース・掲示板によるタイムリーな情報提供
- ・健康についての相談

(2) 安全管理

- ・事故発生時の対応・防災対策・安全管理等に関するマニュアルを全職員が熟知し、危機的状況が発生した場合には、それに沿って体制が素早く取れるよにする。
- ・所内外の安全点検・危険個所の改善・災害発生時の訓練等を行うなど安全対策に努める。
 - * 月1回の災害時想定避難訓練
 - * 年1回の引き渡し訓練・不審者対応訓練
 - * 月1回の安全点検・ヒヤリハットによる安全対策の重視
 - * 危険個所の修繕

(3) 食育の推進

- ・食育計画に基づき、栄養士の専門性を生かした食を営む力の育成に努めるとともに、食物アレルギー等一人一人の児童に対して適切に対応する。
 - ・地域の皆さんの協力を得ながら、所見による野菜栽培活動等を通じた食育の強化を図る。
 - ・給食便り・展示食・試食会等による食に関する情報提供
 - ・離乳食・アレルギー食の保護者面接
 - ・食育相談・食育指導（栄養のお話・クッキング）
 - * 箸の持ち方や食事の仕方等意識した指導
 - * 夏野菜・冬野菜等の栽培収穫
 - 年齢に応じた野菜づくりやクッキング体験
 - （食改さん、地域の方のクッキング指導）
 - * 地域に方による行事食体験
- （もちつき・初釜・さんま焼き・かたら団子作り パン作り・ピザづくり・芋汁作り・みそづくり）

6 子育て支援

(1) 子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等に対し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図っていく。

- ・ 保育所開放・子育て相談・試食会・リフレッシュ教室
- ・ 誕生会・子育て研修会・支援連絡会等

＊対象年齢に応じた内容、保護者の要望に沿った事業をする。

＊専門機関と連携し、子育て相談に応じていく。

＊保育所と連携し、保育所体験や入所前相談がスムーズにできるようにする。

(2) ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、市民及び市内の労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりや子育て支援機能の充実を図っていく。

- ・ 送迎サポート・預かりサポート・休日サポート・支援連絡会・研修等

(3) 一時預かり事業

家庭内の子育ての孤立化解消等の支援と、保護者の都合により子育てが困難な場合に一時的に保育支援をする。

(4) 延長保育事業

仕事等により、保育時間内に迎えに来られない場合に必要に応じて保育支援をする。

(5) 病児保育（体調不良児対応型）事業

病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。

7 保護者との連携

保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき理解及び協力を得るよう努め信頼関係を深めていく。

- ・ 親子遠足・夏祭り・親子運動会・発表会・一日保育士・クラス懇談・個人面談
- ・ 保育参加・子育て講演会・奉仕作業等

8 職員の資質向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会の確保を図る。

- ・ 全職員の自己評価を実施し、能力開発や研修目標を定めて、職員の資質向上に努める。また、係制度を充実させ、業務分担による職員の役割の明確化、業務遂行能力の向上を図る。

- ・ 職員会議を月2回以上開催し、全職員の意思統一を図る。

クラス会・以上児会・未満児会・給食会・担当会を随時行う。

- ・ 所内研修 公開保育(3回)を行い、研修会の実施
所内語る会 事例による検討

- ・ 近隣園・所との合同研修会
- ・ 県研究大会・市研修等の研修機会の確保
- ・ 障がい児や気になる子への対応についての研修
- ・ 健康支援についての研修

- ・キャリアアップ研修の受講
- ・セルフキャリアドッグの受講
- ・保育実習生・ボランティアを積極的に受け入れる。
- ・雲南社協中期経営計画による取り組み（三刀屋保・掛合保合同研修）

保育所同士の連携を深め、共通理解をし運営保育をしていく。

全職員による事業運営の体制づくりをする。

地域を活かした交流会の実施

部門外交流の実施

9 小学校との連携

小学校等関係機関と十分な連携を図り情報交換や研修会等を積極的に行い、就学に向けてスムーズに移行できるように配慮する。

- ・保小連絡会・子どもを語る会・保小交流会
- ・給食体験・学校見学・ミニ授業
- ・保育要録送付・校長、所長連絡会等
- ・子ども家庭支援センターとの連携（教育相談・にこにこ相談）

10 地域との連携

掛合の子ども達を地域全体で見守り、ふるさとに愛着を持つ子ども達を育てるために家庭・地域・学校で連携を図る。今年度は、コミュニティスクール実施年であり、具体的に実行できるよう連携を取り進めていく。

- ・ごみゼロ大作戦・あいさつ運動・地域交流会・地域散歩(地域の方の見守り)・川遊び(鮎の放流・つかみ取り)・ふる里祭り参加・栽培活動他・高齢者との交流（はつらつ・えがおの里・ふれあいセンター）・地域行事参加他

*掛合町内の自主組織・老人会・ライオンズクラブを中心に、交流を深めていく。

11 保育に関する評価

- ・提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。
- ・保育所内で全職員による保育の質に関する振り返りによる評価を実施する。
- ・全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。

(目標管理制度による評価)

6 地域包括支援センター事業部門

○ 部門ビジョン（目指す姿）

地域でその人らしく安心して生活できるために
一人ひとりに必要な包括的な支援を 多職種連携で実践する
地域包括ケア推進部を目指します

○ 部門運営方針

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域において一体的に実施する中核的機関として位置づけられています。設置責任主体である雲南市と協働して公益性・地域性・協働性を基本的視点に適正な運営を図っていきます。

加えて、業務を円滑に進めるために必要な専門職の確保に向け積極的に取り組むとともに職員の資質向上に努めます。

<業務推進の指針>

1 総合相談支援業務

(1) 実態把握

地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握に努め、地域に存在するニーズに早期対応できるよう取り組む。

(2) 総合相談業務

地域において安心して相談できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容に総合的に対応できる体制をつくる。

(3) ネットワーク構築業務

- ・地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供、効果的な相談活動をする。
- ・地域のネットワークを通じて高齢者の実態把握を行い、支援が必要な高齢者に対して各専門職がチームで支援する。
- ・保健・医療・福祉サービスなどのネットワークを有効に活用し適切な支援につなげる。
- ・社協内では、生活相談支援センターや権利擁護センター等、地域福祉部門との連携により強みを発揮する。
- ・広報紙やパンフレットなどでセンター業務の周知を行い、地域での認知度を高める。

2 権利擁護業務

(1) 権利擁護

実態把握や総合相談の過程で、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合は、雲南市に連絡し、関係機関等との調整により適切に対応する。

- ・成年後見制度の活用
- ・老人福祉施設等への措置
- ・高齢者虐待（疑い含む）への対応
- ・困難事例への対応
- ・消費者被害防止

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

- ・施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域との連携体制を整備する。

(2) 介護支援専門員等に対する支援

- ① 日常的な個別指導・相談
介護支援専門員等の業務の実施に関し個別指導や相談への対応を行う。
- ② 事例検討会・研修会等の実施による支援
介護支援専門員への情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。
- ③ 支援困難事例等への指導・助言
地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的支援方針を検討し、指導・助言を行う。
- ④ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

4 介護予防ケアマネジメント業務

- ・要支援及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としてケアマネジメントを実施する。
- ・実施に際しては、高齢者自身が地域において自立した生活を送ることができるよう支援する。
- ・指定居宅介護支援事業所に委託した場合も責任を持って関与する。

5 指定介護予防支援業務

- ・予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。
- ・計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行う。

6 地域ケア会議の開催及び参画

- ・個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくりと資源開発、政策形成に関する5つの機能を果たすため、雲南市と連携して地域ケア会議を開催する。

個別支援型地域ケア会議（主催：地域包括支援センター）

市域ケア会議 自立支援型地域ケア会議（主催：雲南市）3回/年

7 職員の資質向上と連携強化

- ・職員の資質向上のため、計画的に研修の実施及び研修の機会を確保する。
- ・各種研修会に参加し職場内で共有する。

8 包括支援センターの周知と関係機関との連携強化